

米子市公共施設等総合管理計画 - 個別施設計画 -

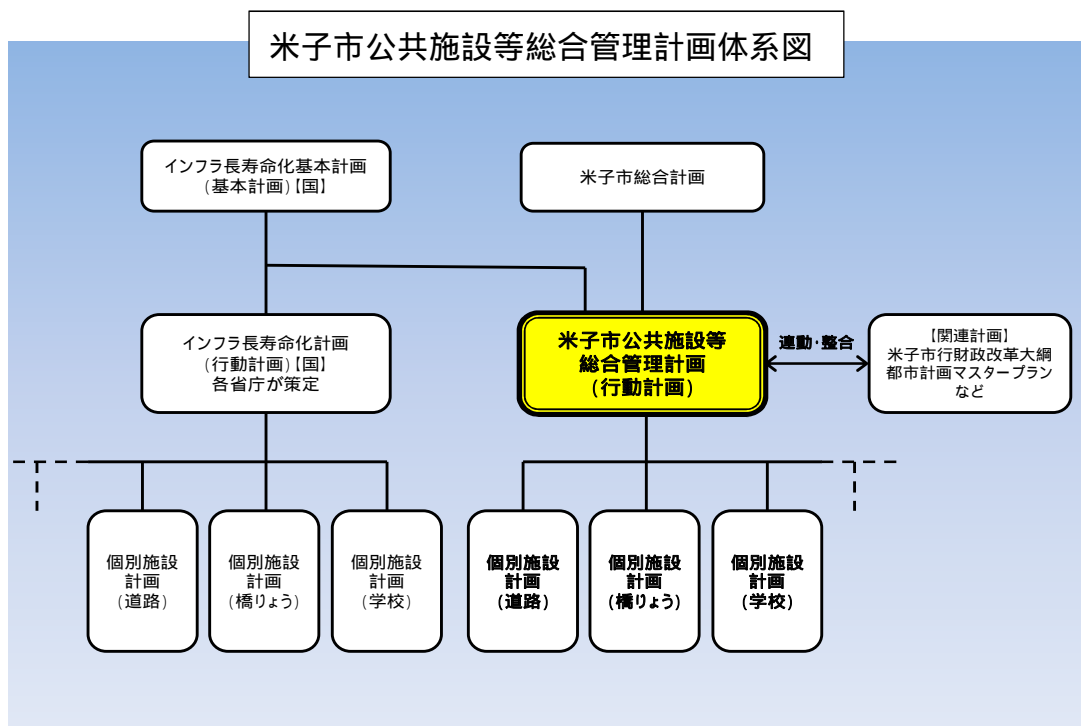
第1 個別施設計画の目的及び位置付け

本市は、平成28年3月に「米子市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針、施設類型ごとの管理に関する基本方針等を定めて、長期的な視点をもって財政負担の軽減・平準化を図りつつ、公共施設等の最適な配置に向けた取組を進めています。

本計画は、「米子市公共施設等総合管理計画」に定める方針を踏まえ、本市の公共施設等について、施設それぞれの現状を把握するとともに、現時点における今後の維持管理、更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容とその実施時期、概算費用等を取りまとめて令和3年3月に策定しました。

策定時点において、各施設の更新等の概算費用は、統一的な基準により計上していませんでしたが、今般、概算費用を精緻化することで試算の有効性を一層高めるために、統一的な基準のもとで令和3年度までの概算費用を算出することとしたことから、その結果を踏まえて改定を行うものです。

今回の本計画の改定で算出した概算費用を基に「米子市公共施設等総合管理計画」についても改定を行います。



第2 対象施設

本計画において策定の対象となる施設は、「米子市公共施設等総合管理計画」に掲げる公共建築物及びインフラ施設から、既に個別の計画が策定されている施設など次に掲げる施設を除いたものです。

1 個別の計画が策定されている施設

ア 公共建築物

施設の名称	計画の名称
小学校・中学校	米子市学校施設の長寿命化計画（令和2年3月策定）
市営住宅	米子市営住宅長寿命化計画（平成24年3月策定）
保育所	米子市子ども・子育て支援事業計画（平成31年1月改訂）
米子市クリーンセンター	米子市クリーンセンター長寿命化計画（平成27年3月策定）

イ インフラ施設

施設の名称	計画の名称等
市道	市道の舗装の個別施設計画（平成30年3月策定）
市道 （橋りょう） 橋長2m以上	米子市橋りょう長寿命化修繕計画（第 期）（平成31年3月策定）
準用河川・普通河川	米子市河川管理計画（令和3年3月策定）
単県小規模急傾斜地崩壊防止施設	米子市単県小規模急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画（令和3年3月策定）
公園	米子市公園施設長寿命化計画（平成26年3月策定）
公共下水道	米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画（平成31年3月策定）
農業集落排水	米子市農業集落排水施設最適整備構想（令和2年3月策定）
上水道	米子市水道事業基本計画（平成30年3月策定）
農道 （橋りょう）	個々の橋（10）に係る個別施設計画（平成31年3月～令和3年2月策定）
林道 （橋りょう）	個別施設計画（上坂橋）（令和2年2月策定）
漁港施設	崎津漁港機能保全計画（平成30年3月策定） 皆生漁港機能保全計画（平成30年12月策定）

2 既に廃止し、休止し又は除却した施設及び廃止、休止又は除却の予定がある施設

施設の類型	施設の名称	策定しない理由等
庁舎等	第2庁舎	廃止方針を公表済み
庁舎等	旧庁舎新館	廃止方針を公表済み
庁舎等	旧淀江幼稚園	解体予定
庁舎等	旧淀江町クリーンセンター	廃止済み（PCB廃棄物保管庫として利用）
集会施設	崎津体育施設	老朽化のため廃止を検討
集会施設	成実体育施設	老朽化のため廃止を検討

集会施設	彦名公民館附属施設	老朽化のため廃止を検討
集会施設	県体育施設	老朽化のため廃止を検討
博物館等	福市遺跡（収蔵庫）	老朽化のため廃止を検討
体育施設	湊山球場	廃止済み（米子城跡整備事業による活用）
体育施設	市営武道館	廃止方針を公表済み
高齢者福祉施設	老人憩の家	廃止済み
高齢者雇用施設	米子広域シルバーセンター －淀江連絡所	老朽化のため廃止を検討
地域振興施設	本宮名水の杜	休止中
農業振興施設	福万育苗施設	地元への移管又は老朽化時点での廃止を検討
農業振興施設	成実農産物加工施設	地元への移管又は老朽化時点での廃止を検討
農業振興施設	尚徳農産物加工施設	地元への移管又は老朽化時点での廃止を検討
農業振興施設	五千石農産物加工施設	地元への移管又は老朽化時点での廃止を検討
農業振興施設	赤井手農機器保管施設	地元への移管又は老朽化時点での廃止を検討
農業振興施設	福万農機器保管施設	地元への移管又は老朽化時点での廃止を検討
農業振興施設	八幡共同作業所	地元への移管又は老朽化時点での廃止を検討
農業振興施設	赤井手共同作業所	地元への移管又は老朽化時点での廃止を検討
水産振興施設	淡水魚試験研究育成施設	地元への移管を検討

- 3 長寿命化の必要性が低い公共建築物（公衆トイレ、倉庫及び物置並びに延床面積が1棟当たりおおむね100平方メートル以下の施設）
- 4 総合管理計画において、総量抑制目標数値の設定の対象外とした施設（普通財産のうち、賃料収入等により更新に係る費用を確保することが可能な施設）

第3 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

第4 更新費用の算出方法について

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「平成31年版建築物のライフサイクルコスト」に基づき、下記の条件設定により建替費用及び大規模改修費用を含む修繕費用を算出し、更新費用とします。

今回の試算は、建物を70年間使用すると設定して理想的な更新費用を算出したものですが、実際の建築物の状態によっては、70年を超えて使用できる場合もあります。

また、実際の更新等にあたっては、その時点における財政状況などの制約の中、施設の状況や当該施設に係る方針等も踏まえた上で実施することになります。

【条件設定】

- 1 公共建築物の耐用年数については、長寿命化を図る観点から70年とします。
- 2 原則として、公共建築物の建設から40年後に大規模改修、建設から70年後に建替えを行うと設定します。
- 3 建築物に付随する設備に関しては、建設から30年ごとに更新すると設定します。
- 4 試算時点（令和2年度末）において、既に建設から40年以上経過した公共建築物については、次年度以降の10年間で大規模改修を実施すると設定します。この時、築年数が古い公共建築物から優先的に大規模改修を行います。年間の総更新費用に偏りが生じないように調整を行います。
- 5 試算時点（令和2年度末）において、既に建設から30年以上が経過した公共建築物の付随設備については、次年度以降10年間で更新を実施すると設定します。この時、上記4と同様に調整を行います。
- 6 耐用年数を超え、建替えを行う場合に関しても、上記4と同様に、年間の総更新費用に偏りが生じないように調整を行います。

市民体育館については、鳥取県と共同で新体育館を整備する予定であることから、更新費用は計上しません。

山陰歴史館については、既に建設後70年を超えているため、30年間耐用年数を延伸すると設定して試算を行います。

第5 概算費用の概括

第4で試算した更新費用（大規模改修費用を含む修繕費用）を概括すると、類型ごとのばらつきはありますが、第4で行った調整により本計画の対象施設全体の更新費用の総額はおおむね平準化されています。しかし、本計画の対象となっていない保育園、学校及び市営住宅の更新費用を踏まえると、なお公共建築物全体の更新費用にはばらつきがある状態となっています。

したがって、特定の年度に財政負担が集中することを避けるため、今後引き続き各公共施設等における整備内容を精査し、費用の軽減化を図りつつ、公共施設等の全体について整備の時期について総合的な調整を行い、財政負担の平準化を図る必要があります。

第6 計画の推進及び見直し

1 計画の推進

公共施設等に関する情報、課題等について、議会及び市民、利用者との情報共有に努めながら、取組を進めます。

市民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供するために、将来の人口規模、財

政状況等の推計を踏まえた公共施設等の長寿命化・更新・統廃合を進めます。

公共施設等の長寿命化・更新・統廃合に当たっては、財政負担の軽減化・平準化を図りながら取組を進めます。

平成２８年度に導入した固定資産台帳^(注１)の定期的なメンテナンスを実施することにより、減価償却費等を含む公共施設等のライフサイクルコスト^(注２)や資産額を把握しながら、より広い視点からの保有量の調整とコスト削減の検討を進めます。

注１ 固定資産台帳

固定資産を、取得から処分に至るまで、その経緯を資産ごとに管理するための帳簿のことで、保有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等の情報を網羅的に記載するもの

注２ ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）

建築物、構造物等の企画・設計から建設・維持管理・解体までの過程で必要となる経費の総額。生涯費用とも称される。

２ 計画の見直し

本計画の計画期間内においても、公共施設等の利用状況や老朽化の程度、本市の財政状況、国における公共施設等に関する制度、社会情勢及び経済情勢の変化その他の公共施設等を取り巻く環境の状況に応じ、見直しを重ねていきます。

３ 計画の改定履歴

- ・令和３年３月 計画策定
- ・令和４年３月 改定

（１）概算費用について

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「平成３１年版建築物のライフサイクルコスト」に基づき、統一基準のもとで、各施設ごとに更新費用を算出した。

（２）時点修正

新規整備等、新たに取得した公共建築物について個票を作成した（旧米子公共職業安定所及び弓浜コミュニティ広場）。

また、水鳥公園ネイチャーセンターの施設分類について、施設の現状に即して、産業系施設から社会教育系施設に変更した。

（３）その他

個票の様式について、根拠法令欄を（５）その他欄に移動した。

個票の記載内容は令和３年３月３１日時点におけるものとした。